

原議保存期間	30年(令和36年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	30年(令和36年12月31日まで保存)

生企甲達第61号
令和6年3月28日

関係所属長 殿

石川県警察本部長

探偵業法事務処理要領の改正について（通達）

- 対号1 平成27年9月24日付け生企甲達第109号「探偵業法事務処理要領の制定について（通達）」
- 対号2 平成28年3月25日付け生企甲達第40号「探偵業法事務処理要領の一部改正について（通達）」
- 対号3 平成31年2月13日付け生企甲達第7号「探偵業法事務処理要領の一部改正について（通達）」
- 対号4 令和元年12月12日付け生企甲達第156号「探偵業法事務処理要領の一部改正について（通達）」

令和6年4月1日、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）及び質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第6号）が施行される。

上記法令の施行に伴い探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）が改正されることから、別添のとおり、探偵業法事務処理要領を改正し、令和6年4月1日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は令和6年3月31日をもって廃止する。

探偵業法事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「施行規則」という。）、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく不利益処分の基準等に関する規程（平成19年石川県公安委員会規程第11号。以下「不利益処分規程」という。）、石川県公安委員会事務専決規程（昭和39年石川県公安委員会規程第1号）、石川県公安委員会公印規程（昭和52年石川県公安委員会規程第2号）、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）に基づき、探偵業に係る届出その他の事務処理要領について必要な事項を定めるものとする。

第2 一般的留意事項

1 届出書等の提出部数等

- (1) 届出書及び添付書類の提出部数は、正本1通である。
- (2) 添付書類は、過去3か月以内に作成されたものとする。

2 営業実態の把握等

- (1) 管轄区域内の営業所について、電子データにより次の項目を設けた一覧表を作成し、管理すること。

ア 開始届出書受理年月日

イ 探偵業届出書受理番号

ウ 営業所の名称及び所在地

エ 広告又は宣伝に使用する名称

オ 営業者の氏名（法人の場合は、法人の名称及び法人代表者の氏名）

カ 廃止届出書受理年月日

キ 備考

- (2) 開始届出書の受理時に、廃業時の廃止届出書提出義務又は変更事項が生じた場合における変更届出書提出義務を営業者に確実に教示し、必要な手続のないままに所在不明及び音信不通となる事案の絶無を期すこと。
- (3) 既存の営業開始届出状況を確認し、営業実態の無いものについては、廃止届出書の提出を指導するなど、管内の営業実態を正確に把握すること。

第3 開始届出書の受理等

1 使用様式

探偵業開始届出書（施行規則別記様式第1号）

2 開始届出書受理時の留意事項

開始届出書を受理した警察署長は、届出者に対し、届出者が法第3条各号に規定する欠格事由に抵触していないことを確認し、抵触する場合は営業廃止命令が課される旨を告げるとともに、届出書の記載状況及び添付書類の有無を確

認すること。

3 受理後の措置

(1) 届出書受理番号の照会及び通知

警察署長は、届出書受理後、生活安全部生活安全企画課長（以下「本部主管課長」という。）に届出書の受理番号を照会し、届出者に当該番号を通知すること。

(2) 届出書受理番号の管理

本部主管課長は、届出書受理番号簿（別記様式第1号）により届出書の受理番号を管理すること。

届出書の受理番号は、最初に石川県の2桁コード番号、次に開始届出書の提出を受けた西暦年の下2桁、次に年ごとの4桁の一連番号を付して、合計8桁の番号とする。

(3) 台帳の作成及び管理

警察署長は、探偵営業者台帳（別記様式第2号。以下「台帳」という。）を作成し、開始届出書受理年月日順に編てつして保存すること。

4 審査

警察署長は、届出書受理後、速やかに、届出者（法人の場合は、当該法人及びその役員全員を含む。）に係る司法処分歴及び行政処分歴等の欠格事由に抵触していないか関係機関又は関係課へ照会を実施し、その調査結果から探偵業者欠格事由該当性調査復命書（別記様式第3号。以下「調査復命書」という。）を作成して、欠格事由該当性の有無について審査すること。

なお、調査により届出内容が欠格事由に抵触することが判明した場合は、本部主管課長と協議した後、当該探偵業者に廃止届出書の提出を指導すること。

5 欠格事由に抵触する場合の措置

警察署長は、欠格事由に抵触する探偵業者が指導しても廃止届出書を提出しない場合は、行政処分上申書（別記様式第4号）に欠格事由の抵触に関する資料を添え、営業廃止命令の処分を警察本部長に上申すること。

第4 変更届出書の受理等

1 使用様式

探偵業変更届出書（施行規則別記様式第3号）

2 変更届出書の受理

(1) 警察署長は、当該届出書の記載状況及び添付書類の有無を確認すること。

(2) 施行規則第1条の2に基づき、警察署の管轄区域を異にして営業所の所在地を変更する場合は、新たな営業所所在地の警察署長が変更届出書を受理すること。この場合にあつては、従前の警察署長に連絡して適切に対応するとともに、変更届出書受理後、従前の警察署長は、新たな営業所所在地の警察署長に台帳及び関係書類を送付すること。

3 受理後の措置

(1) 審査

警察署長は、法人役員の追加又は交替に係る変更届出書を受理後、速やかに、当該役員に係る司法処分歴及び行政処分歴等の欠格事由に抵触していないか関係機関又は関係課へ照会を実施し、その調査結果から調査復命書を作成して、欠格事由該当性の有無について審査すること。

(2) 台帳の記載

届出書受理の都度、台帳に届出書受理年月日及び変更内容を記載してその経緯を明らかにしておくこと。

4 変更内容が欠格事由に抵触する場合の措置

調査の結果、欠格事由に抵触することが判明した場合は、原則、探偵業者にその旨を教示の上、再度、変更届出書を提出させることとし、法第15条に基づき、営業廃止命令を適用する場合は、事前に本部主管課長と協議すること。

第5 廃止届出書の受理等

1 使用様式

探偵業廃止届出書（施行規則別記様式第2号）

2 受理後の措置

届出書受理後、台帳は削除台帳に、届出書及び添付書類は、各種営業失効書類に保存すること。

第6 立入検査等

1 報告の要求

法第13条第1項の規定に基づく報告の要求は、次のとおり行うこと。

(1) 要求する内容は、法の目的の範囲内であり、かつ、当該営業に関する指導監督に必要な事項に限ること。

(2) 要求の手続は、報告・資料提出要求書（別記様式第5号）を使用し、対象者には、報告・資料提出書（別記様式第6号）により報告又は資料提出を行わせること。

(3) 提出物を返還するときは、提出資料受領書（別記様式第7号）を徴収すること。

(4) 要求は、原則、1事案につき1回とすること。ただし、期限内に報告がない場合又は内容が不明確な場合は、再度要求し、指導監督の徹底を図ること。

2 立入検査

(1) 目的

法第13条第1項の規定に基づく立入検査は、探偵業者の実態を把握するとともに、その法定義務の遵守状況を確認することを目的とする。

(2) 立入検査の実施時期

立入検査は、本部主管課長が策定する立入検査実施計画に基づき実施すること。ただし、次に該当する場合はその都度実施すること。

ア 行政処分実施後の履行状況を確認する場合

- イ 報告要求に応じない場合
- ウ 営業に関する苦情や法令違反の疑いがある場合
- エ その他特に必要と認める場合

(3) 実施上の留意事項

ア 原則として身分証明書（別記様式第8号）の交付を受けている者が行うこと。

イ 身分証明書を携帯し、関係者に提示すること。

ウ 探偵業者の正当な業務に支障がないようにし、無用の負担をかけないようにすること。

エ 犯罪捜査のために認められたものではないことを認識すること。

(4) 立入検査を実施した場合は、探偵業者立入検査票（別記様式第9号）を作成し、速やかに本部主管課長又は警察署長に報告すること。

第7 行政処分

1 行政処分の上申

警察署長は、法に基づく行政処分を行う必要がある法令違反行為を認知した場合は、行政処分上申書に資料を添え、警察本部長に上申すること。

なお、探偵業者に対する営業廃止命令は、速やかにこれを排除する必要があるため、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管轄区域を問わず、欠格事由のいずれかに該当していることを把握した公安委員会が行うこととされている。

2 弁明の機会の付与

行政処分を行う場合は、行政手続法及び聴聞等規則に基づき行うものとし、警察署長は、石川県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）から発せられた弁明通知書を当該探偵業者に交付すること。

なお、警察署長は、当該営業者から弁明書の提出期限までに応答がなかった場合は、その旨を書面で警察本部長に報告すること。

3 処分の執行

行政処分の執行手続は、不利益処分規程の定めるところによること。

4 処分に対する警察署長の処理

- (1) 処分が探偵業者に係る廃止命令処分の場合は、廃止届出書を提出させること。
- (2) 台帳の備考欄に処分内容を記載しておくこと。
- (3) 処分の執行結果をおおむね1か月以内に確認し、行政処分結果確認報告書（別記様式第10号）により警察本部長に報告すること。

5 関係警察署長等への通報等

- (1) 県内のほかの警察署管内の探偵業者に係る事案

警察署長は、認知した処分対象事案が県内のほかの警察署管内の探偵業者に係る事案の場合は、法令違反通報書（別記様式第11号）に行政処分上申に

準じた資料を添え、当該探偵業者の台帳を管理する警察署長に送付すること。
この場合にあつては、送付を受けた警察署長が行政処分を上申すること。

(2) ほかの都道府県内の探偵業者に係る事案

警察署長は、認知した処分対象事案（欠格事由に該当する場合を除く。）がほかの都道府県内の探偵業者に係る事案の場合は、警察本部長に報告するものとし、ほかの公安委員会への通報は、本部主管課長が行うこと。

(3) 関係する警察署又は公安委員会への処分結果の通知

本部主管課長は、行政処分を執行した場合で、当該営業者に係る警察署又は公安委員会が存在するときは、速やかにその旨を通知すること。

6 行政処分の公表

探偵業は、国民の安全やプライバシーに直接的な影響を及ぼし、業務の適正を図る必要性から、行政処分を行った場合、業務主管課長は次のとおり公表すること。

(1) 公表対象処分

公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次に掲げる行政処分とする。ただし、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限る。

ア 指示（法第14条）

イ 営業停止命令（法第15条第1項）

ウ 営業廃止命令（法第15条第2項）

(2) 公表の内容

ア 届出書の受理番号

イ 被処分者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地

ウ 当該処分に係る営業所等の名称及び所在地

エ 処分内容

オ 処分年月日

カ 処分理由及び根拠法令

(3) 公表を行う公安委員会及び公表の方法

ア 公表は、公表対象処分を行った公安委員会が行うこととなるが、被処分者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会以外の公安委員会が営業停止命令を行った場合には、営業停止命令を行った公安委員会に加えて、当該業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会も公表を行うこと。

イ 公表対象処分を行った場合は、次の方法により公表を行う。

(ア) 警察本部において不利益処分公表書（別記様式第12号）の備付け

(イ) 警察ウェブサイトの不利益処分公表書の内容の掲載

ウ 公表対象処分を行った場合は、当該処分に関連して、ほかに公表を行う公安委員会に対し、不利益処分公表書の写しを送付すること。

(4) 公表の期間

公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して3年間とする。

探 偵 営 業 者 台 帳

届出書の受理番号						
営業開始 届出年月日				営業廃止 届出年月日		
営 業 者	法 人	所在地 商号又は 名称	電話番号			
	個 人 （ 代 表 者 ）	本(国)籍 住 所 氏 名 生年月日	電話番号			
営 業 所	名称 所在地 電話番号					
広告・宣伝名称						
法 人 役 員	氏 名		備 考	氏 名		備 考
行政処分歴						
備 考						

年 月 日

警察署長 殿

官職
氏名

探偵業者欠格事由該当性調査復命書

下記営業者につき、探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第3条に規定する欠格事由の該当性等について調査した結果は、次のとおりです。

営業者	商号、名称又は氏名		
	探偵業務の内容 (聴取結果)		
調査事項		調査結果	資料番号
1	法第3条第1号に規定する「破産関係」の該当性		
2	法第3条第2号に規定する「司法処分経歴者」の該当性		
3	法第3条第3号に規定する「行政処分違反者」の該当性		
4	法第3条第4号に規定する「暴力団員」等の該当性		
5	法第3条第5号に規定する「心身故障」の該当性		
6	法第3条第6号に規定する「未成年者」等の該当性		
7	法第3条第7号に規定する「法人役員」の存在の有無		
担当者の意見			

(注)「資料番号」欄には、「適・否」を判断する根拠となった資料番号を記入し、当該資料には当該資料番号を付した付箋を貼付する等の方法により、決裁時に幹部が効率的に資料を確認できるようにすること。

別記様式第4号（第3、第7関係）

第 年 月 日 号	
石 川 県 警 察 本 部 長 殿	
警 察 署 長	
行 政 処 分 上 申 書（ 廃 止、 停 止、 指 示 ）	
営 業 者	住 所 又 は 法 人 所 在 地
	商号、名称又は氏名 (法人代表者の氏名)
開始届出年月日	
届出書の受理番号	
営 業 所	所 在 地
	名 称
適 用 法 条	
違反事実の概要	
処分上の意見	

第 年 月 日
号

殿

石川県公安委員会

報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書

探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定に基づき、次のとおり探偵業の業務に関する報告・資料の提出を要求します。

報 告 事 項	
提出する資料内容	
報 告 期 日	
報 告 先	
備 考	

不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、裏面に記載のとおりです。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第6号（第6関係）

年 月 日

石川県公安委員会 殿

（住所）

（氏名）

報 告 ・ 資 料 提 出 書

年 月 日付で、要求されたみだしのことについては、別添のとおり、当
営業所の業務に関する報告・資料の提出をします。

なお、提出した資料については 返還 してください。
処分

備 考	
-----	--

別記様式第7号（第6関係）

年 月 日

石川県公安委員会 殿

(住所)

(氏名)

提出資料受領書

年 月 日付けで提出した資料については、本日返還を受け受領しました。

備 考	
-----	--

別記様式第8号（第6関係）

（表）

第 号
身 分 証 明 書
官 職
氏 名
写 真
上記の者は、探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。
年 月 日
公安委員会 印

85.6

54.0

（裏）

探偵業の業務の適正化に関する法律（抜粋）

（報告及び立入検査）

第13条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、探偵業者に対し、その業務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～四 略

五 第13条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

<p>法第8条 【重要事項の説明等】</p>	<p>依頼者との契約締結前に、法第8条第1項各号に規定する事項について、当該依頼者に対し、書面を交付して説明しているか。 <input type="checkbox"/>書面交付・説明している。 <input type="checkbox"/>書面交付・説明していない。〔 件〕</p> <p>【参考】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 営業開始の届出をした公安委員会の名称 3 探偵業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守するものであること。 4 第10条（秘密の保持等）に規定する事項 5 提供することができる探偵業務の内容 6 探偵業務の委託に関する事項 7 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の概算額及び支払時期 8 契約の解除に関する事項 9 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する事項 	<p><input type="checkbox"/>口頭確認 <input type="checkbox"/>説明用書面</p>	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
	<p>依頼者との契約締結時点で、遅滞なく法第8条第2項各号に規定する事項について、依頼者に対し、書面を交付して説明しているか。 <input type="checkbox"/>書面交付・説明している。 <input type="checkbox"/>書面交付・説明していない。〔 件〕</p> <p>【参考】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 探偵業務を行う契約の締結を担当した者の氏名及び契約年月日 3 探偵業務に係る調査の内容、期間及び方法 4 探偵業務に係る調査の結果の報告の方法及び期限 5 探偵業務の委託に関する定めがあるときは、その内容 6 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額並びにその支払の時期及び方法 7 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容 8 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する定めがあるときは、その内容 	<p><input type="checkbox"/>口頭確認 <input type="checkbox"/>説明用書面</p>	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
<p>法第9条 【探偵業務の実施に関する規制】</p>	<p>当該探偵業務に係る調査の結果が犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いられることを知った場合、当該探偵業務を継続していないか。 <input type="checkbox"/>調査の結果が違法行為に用いられた事案有り〔 件〕 （講じた措置 <input type="checkbox"/>探偵業務を中止〔 件〕 <input type="checkbox"/>探偵業務を継続〔 件〕） <input type="checkbox"/>調査の結果が違法行為に用いられた事案無し</p> <hr/> <p>探偵業務の委託に関し、探偵業者以外の者に委託していないか。 <input type="checkbox"/>探偵業務の委託有り〔 件〕 （委託先 <input type="checkbox"/>探偵業者への委託〔 件〕 <input type="checkbox"/>探偵業者以外の委託〔 件〕） <input type="checkbox"/>探偵業務の委託無し</p>	<p><input type="checkbox"/>口頭確認 <input type="checkbox"/>その他 （ ）</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>口頭確認 <input type="checkbox"/>契約関係書面 <input type="checkbox"/>その他 （ ）</p>	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>

<p>法第10条 【秘密の保持等】</p>	<p>正当な理由なく、業務上知り得た人の秘密を漏らしていないか。(退職者を含む。) <input type="checkbox"/>漏らしている。〔 件〕<input type="checkbox"/>漏らしていない。</p> <hr/> <p>探偵業務に関して作成し、又は取得した文書、写真その他の資料(電磁的記録を含む。)について、その不正又は不当な利用を防止するため必要な措置を講じているか。 <input type="checkbox"/>講じている。(<input type="checkbox"/>厳重保管 <input type="checkbox"/>廃棄) <input type="checkbox"/>講じていない。</p>	<p><input type="checkbox"/>口頭確認 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>口頭確認 <input type="checkbox"/>保管状況の確認 <input type="checkbox"/>廃棄状況の確認 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
<p>法第11条 【教育】</p>	<p>使用人その他の従業者に対し、探偵業を適正に実施させるため、必要な教育を行っているか。 <input type="checkbox"/>行っている。 <input type="checkbox"/>行っていない。</p>	<p><input type="checkbox"/>口頭確認 <input type="checkbox"/>教育計画書等 (任意書面) <input type="checkbox"/>教育実施簿等 (任意書面) <input type="checkbox"/>その他 ()</p>	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
<p>法第12条 【名簿の備付け等】 法施行規則 第5条 【名簿の記載事項等】</p>	<p>営業所ごとに、使用人その他の従業者の名簿が備え付けられているか。 <input type="checkbox"/>備え付けられている。 (<input type="checkbox"/>不備あり〔 名分〕<input type="checkbox"/>不備なし) <input type="checkbox"/>備え付けられていない。</p> <p>【参考】 1 氏名・住所・性別・生年月日 2 採用・退職年月日 3 従事させる探偵業務の内容 4 従業員の写真(3年以内、3cm×2.4cm) 5 退職者の名簿(退職後も3年間)</p> <hr/> <p>標識を営業所の見やすい場所に掲示しているか。 <input type="checkbox"/>掲示している。 <input type="checkbox"/>掲示していない。</p> <hr/> <p>標識を自己が管理するウェブサイトにより公衆の閲覧に供しているか。 <input type="checkbox"/>閲覧に供している。 <input type="checkbox"/>閲覧に供してない。</p> <p>【除外事由】 ○ 常時使用する従業者が5人以下である場合 ○ 自己が管理するウェブサイトを有していない場合</p>	<p><input type="checkbox"/>従業者名簿</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>掲示状況の確認</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>ウェブサイトの確認 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>	<p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>適 <input type="checkbox"/>否</p>
<p>立入検査 実施結果</p>	<p> <input type="checkbox"/> 変更届出義務違反(法第4条第2項違反) <input type="checkbox"/> 名義貸しの禁止違反(法第5条違反) <input type="checkbox"/> 探偵業務の実施原則違反(法第6条違反) <input type="checkbox"/> 書面の交付を受ける義務違反(法第7条違反) <input type="checkbox"/> 重要事項の説明等義務違反(法第8条違反) <input type="checkbox"/> 探偵業務の実施に関する規制違反(法第9条違反) <input type="checkbox"/> 秘密の保持等義務違反(法第10条違反) <input type="checkbox"/> 教育義務違反(法第11条違反) <input type="checkbox"/> 名簿の備え付け、標識掲示等義務違反(法第12条違反) <input type="checkbox"/> 立入検査拒否等 <input type="checkbox"/> 指示処分違反 <input type="checkbox"/> 営業停止、廃止命令違反 <input type="checkbox"/> 探偵業務に関し他法令違反 <input type="checkbox"/> その他() </p>		

別記様式第10号（第7関係）

第 号
年 月 日

石川県警察本部長 殿

警察署長

行政処分結果確認報告書

年 月 日付け、石川県公安委員会指令第 号による行政処分の結果を確認した状況は、次のとおりであるから報告する。

記

被 処 分 者	住 所 又 は 法 人 所 在 地	
	商号、名称又は氏名 (法人代表者の氏名)	
営 業 所	所 在 地	
	名 称	
確 認 結 果		
備 考		

別記様式第11号（第7関係）

第 年 月 日 号	
警 察 署 長 殿	
警 察 署 長	
法 令 違 反 通 報 書	
営業者	住所又は法人所在地
	商号、名称又は氏名 (法人代表者の氏名)
開始届出年月日	
届出書の受理番号	
営業所	所在地
	名称
発覚の端緒	
適用法条	
違反事実の概要	
検挙年月日	
送致年月日等	
取扱者官職氏名	
(警電)	

不利益処分公表書

被 処 分 者	届出書の受理番号	公安委員会 第 号
	商号、名称又は氏名	
	法人代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所の名称及び所在地	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

注1) 処分内容欄には、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。